

消防用設備等保守点検業の確立へ 共同受注と組合員への配分を実践し 25 年！ ふじのくに発 “地域一体となった官公需適格組合活動”



日本平夢テラス(2018 年 11 月 3 日)

ページ

1 はじめに	
全国で例のない共同受注25年の実績！	1
2 共同受注25年を支えるもの	
(1) 消防法が義務づける保守点検業務	2
(2) 共同受注・組合員配分の拡大（活動目的を明確化）！	2
(3) 地域の支援	4
＜ 官公需受注があつての組合 ＞	
＜ 地域支援のかたち ＞	
(4) 提案型共同受注活動の創造	6
＜ 事例1 新たな法定点検への対応 ＞	
＜ 事例2 平成 26 年 4 月消防庁告示 ＞	
(5) 静岡モデル（配分協議）	9
(6) 活動エネルギーの源泉	10
(7) 組合活動の現場を支える	10
3 共同受注25年の成果	
ア 中小企業者の受注確保	12
イ 産業人材の確保等	12
ウ 中小企業者の組織化の推進	13
エ 地域の安全・安心づくり	13
オ 現場から声を発する意義	14
4 新たな未来の創造へ！	14

【 団体概要 】 【 組織図 】

県知事設立認可
官公需適格組合（中小企業庁認定）
静岡県消防設備保守点検業協同組合
<http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月



（QRコード）

私たち組合員は
法令遵守を行動指針に
消防用設備等の保守点検業務を通じて
地域社会の安全と安心に貢献します

県知事設立認可
官公需適格組合（中小企業庁認定）
静岡県消防設備保守点検業協同組合
組 合 員 一 同

（平成 29 年度・点検実績） 4 頁参照

- ・ 静岡県庁舎（本館・東館・西館・別館・駐車場）、
ふじのくに茶の都ミュージアムなど
- ・ 県教育委員会（浜松江之島高校グループ、磐田農業高校グループ、
掛川東高校グループ、榛原高校グループ、
清水東高校グループ）など
- ・ 浜松市教育委員会（小・中学校等）、
浜松市消防庁舎、浜松市立図書館、磐田市教育委員会（小・中学校）、
静岡市教育委員会（小・中学校等）など

火災から生命・身体・財産を守る！

消防用設備等保守点検業（協同組合）25 年の実績！

県知事設立認可
官公需適格組合（中小企業庁認定）
静岡県消防設備保守点検業協同組合

1 はじめに

全国で例のない共同受注 25 年の実績！ 静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「組合」という）は、平成 6 年 7 月、県内消防防災業者 15 社が静岡県知事から協同組合（共同受注を目的とした組合）設立の認可を受け活動をスタートさせました。平成 13 年 11 月には、経済産業省（中小企業庁）から「官公需適格組合（※）」の認定を受けています。そして、平成 31 年 3 月、設立から 25 年目を迎え、組合員 55 社（個人事業者を含む）、共同受注額 2 億 4 千万円余（平成 29 年度決算額）という、静岡県の地域経済と県民の安全・安心の確保にとって無くてはならない組織に発展しています。



〔 保守点検を受注（平成 30 年度）した静岡県本庁舎等の別館展望 〕

図-1 は、組合員数と共同受注額の推移をグラフにしたものです。こうした活動について、県内外の多くの方から、「消防用設備等保守点検業において、このように長年にわたり一定規模の共同受注と組合員への配分を実践している団体は全国で例がない」と言われます。

組合設立から四半世紀、当組合は共同受注活動のより一層の拡大を基に、「業法（ぎょうほう）制定」の実現という従来からの取組を更に強化していくこととしました。

健全な消防用設備等保守点検業の確立を通じた協同組合の新たな未来の創造を目指して、その第一歩を踏み出したこの時期に、「全国で例のない」と言われる当組合の活動を未来に向け総括し概観してみました。

※ 官公需適格組合とは、国（中小企業庁）が「官公庁等が発注する業務（＝官公需）を責任を持って施工・完遂できる協同組合」として認定した組合のこと。中小企業庁「官公需適格組合便覧（平成 29 年 10 月版）」には全国 781 組合、静岡県内 39 組合が収録・公表されています。

図-1



2 共同受注25年を支えるもの

(1) 消防法が義務づける保守点検業務

当組合の共同受注対象業務は、消防法令が消防用設備等の設置を義務づけた防火対象物（消防法上の建築物その他の工作物等）の関係者（所有者・管理者・占有者）が定期的実施しなければならない「消防用設備等の点検・報告」業務です。この法定点検制度は、昭和47年から昭和48年にかけて発生した大規模デパート火災※（昭和47年5月「千日デパート火災／死者118名・負傷者81名」、昭和48年11月「大洋デパート火災／死者104名・負傷者126名」）等の火災による惨禍を教訓に昭和49年の消防法改正により創設されたものです。

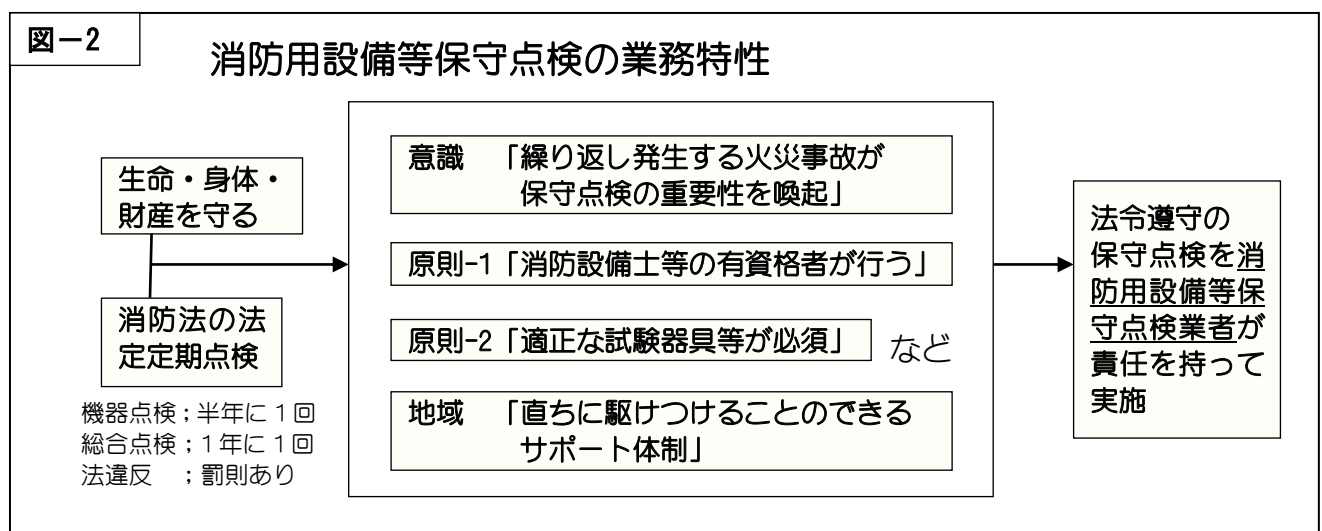


一般競争入札で消防用設備等保守点検を受注（平成30年度）した静岡県本庁舎等

こうした背景もあり、保守点検の実施に当たっては消防設備士など有資格者が原則実施しなければならないことや、法違反には罰則が適用されることもある等、制度面で厳しい“法令遵守”が求められています。したがって、当組合、共同受注25年の足跡は、言い換えれば厳しい受注環境（業務再委託を前提とした安値受注や無資格者従事が懸念される業者の入札参加等）の中で、組合員が力を合わせ積み重ねてきた“法令遵守”実践の歴史である、と言えます（次頁の表-1）。

※千日デパート火災（大阪市）、大洋デパート火災（熊本市）

また、消防用設備等保守点検の業務特性も「共同受注25年」を支える大きな要因となっています。（図-2）のとおり、保守点検業務の最終目的は「生命・身体・財産を守ること」に尽きます。他の委託業務と違うのは、発注者側に“法令遵守”の業者への発注が自らの又不特定多数の者の「安全・安心の確保」に直接、繋がっているという意識が共有されていることです。



(2) 共同受注・組合員配分の拡大（活動目的を明確化）！

組合の設立当時、静岡県内には消防用設備等保守点検を行う業者・事業者の加盟する複数の団体が存在していました。財団法人静岡県消防設備協会、静岡県消防施設業協会、静岡県消防機器同業会（順不同・名称は当時）等です。こうした状況は、現在も変わりませんが組合の設立目的について特記事項が3点あります。

第一は、協同組合の活動目的において、「共同受注・組合員配分の拡大」という具体的かつ実務的な目的を明確化したことです。このことにより、結果的には組合活動を客観的に評価し「PDCA（計画・実施・評価・改善実施）」的な手法で、費用対効果に留意しながら取組を戦略的に展開していくことが可能になりました。



平成30年度通常総会・懇親会で情報交換する組合員、賛助会員等

第二は、協同組合の組合員となっても、既存団体への加入・参加は各組合員の判断に委ねられ特に制限を受けない、ということです。これも、組合の活動目的を明確化したことで、他団体の活動との棲み分けが可能になり、今では、全国展開の大手消防関係企業にも賛助会員として組合に参加していただいております。

第三は、定款第1条（目的）に明記されている「組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ること」を、組合員及び組合員が雇用する社員一同の共通認識としていることです。平成30年7月10日に静岡県議会で可決・承認された地方自治法第99条に基づく意見書を引用させていただきますと、同意見書が言及する「適正な消防用設備等保守点検業界の確立と業法の制定」という長期目標イメージを、実務的な「共同受注・組合員配分の拡大」という活動目的に加え、全ての組合関係者が組合の総意として共有しています。

「 静岡県議会（平成30年7月10日全会一致で可決承認）

※ 下線は組合事務局

平成30年7月10日

衆議院議長 内閣総理大臣 消防庁長官
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 渥美 泰一

消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書

（略）



しかし、消防法において消防用設備等の点検実施及び消防署への結果報告に係る規定はあるものの、消防法は消防用設備等の保守点検業に係るいわゆる業法ではないことから、当該業界の所管行政庁はなく、業界を指導・監督する権能もないため、無資格者による点検の実施や点検業務の質の低下が懸念されている。

また、近年、消防用設備等の点検実施に必要な消防設備士などの有資格者の高齢化や若年入職者の減少に伴う将来の担い手不足が懸念され、人材の確保が喫緊の課題となっているが、国等が業法に基づいて担い手の育成や確保の支援を行っている建設業界等とは異なり、当該業界に係る業法がないため、このような取り組みは一向に進んでいない状況にある。」

< 表-1 25年の足跡（抜すい） >

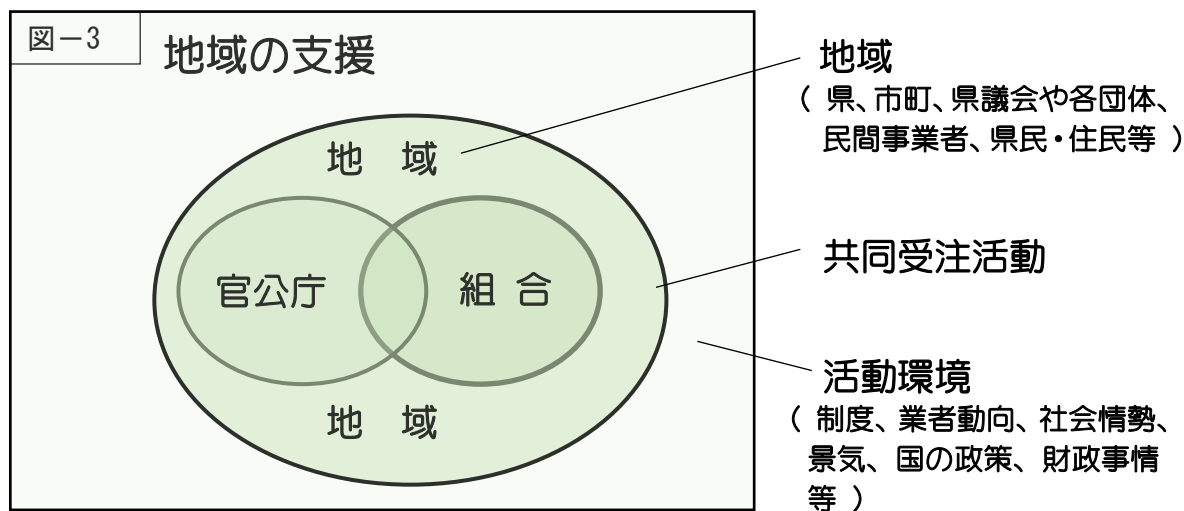
年 度	組 合 の 活 動	静岡県内の動き	全 国 の 動 き
I 基盤づくり			
1994～2003年度 (平成6～15年度)	平成6年7月 組合設立 平成6～15年度 組合法令整備など 平成13年11月 官公需適格組合の認定		(昭和40年 消防設備士制度の創設) (昭和49年 法定定期点検制度の創設) 平成13年1月 中央省庁の再編 平成13年9月 新宿歌舞伎町雑居ビル火災 平成13～18年 聖域なき構造改革
II 継続・発展			
2004～2013年度 (平成16～25年度)	平成16～25年度 組合組織の充実 平成18年12月 組合名称変更 平成19年度- 国等への要望など 平成20年度 共同受注額が1億円を突破 平成23年3月 事務所移転(JR静岡駅近接) 平成23年3月 個人事業者の加入促進 平成24年4月 組合員数が30組合員を突破 平成25年度 消防庁へ報告様式等要望	平成23年度 静岡県及び静岡県教育委員会事務局が入札条件を改善 平成25年度 静岡市教育委員会事務局が一般競争入札に変更	平成18～24年度末 消防救急広域化 (～平成36年4月1日期限延長) 平成20年9月 リーマンショック 平成20年12月(～5年間) 公益法人改革 平成23年3月 東日本大震災 平成24年- アベノミクス 平成25年10月 福岡市診療所火災
III 活動の拡大			
2014～2018年度 (平成26～30年度)	平成26年10月 中小企業団体中央会表彰 平成28年4月 賛助会員4社の加入 平成28年4月 組合員数が50組合員を突破 平成28年11月 県知事表彰(産業開発振興) 平成28年12月 県消防学校講師派遣依頼 (平成28年度以降も継続) 平成29年度 共同受注額が2億円を突破 平成30年5月 組合名称の変更 平成30年5月- 業法制定の取組(本格化) 平成31年2月 消防庁「点検結果報告書等様式の一部改正」意見書を提出	平成26年3月 静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済活性化に関する条例の制定・施行 平成28年12月 静岡県中小企業・小規模企業振興基本条例の制定・施行 平成29年3月 県教委が一括発注方式 平成29年5月 浜松市教委・磐田市教委が一括発注方式 平成30年5月 県が県本庁舎一括発注方式 平成30年7月 県議会が地方自治法第99条に基づく意見書を可決承認	平成26年4月 消防庁告示「点検結果報告書様式に会社名等追加」 平成28年1月- 日銀がマイナス金利政策 平成28年6月 防火設備定期検査報告制度の施行(建築基準法改正) 平成28年12月 糸魚川市大規模火災 平成29年 2月 埼玉県三芳町倉庫火災 平成29年12月 さいたま市特殊浴場火災 平成30年 1月 札幌市下宿火災 平成31年 1月 消防庁「点検結果報告書等様式の一部改正」意見書公募

(3) 地域の支援

< 官公需受注があつての組合 >

官公需適格組合である当組合の存立基盤が、官公需（一般的には「県や市町村、国など官公庁が発注する器具・備品・消耗品等の納入、清掃作業や警備業務等の施設維持管理業務、運搬業務、土木建設工事などの業務」をいう）の受注にあることは異論のないところです。当組合の平成 29 年度共同受注額（決算）は 2 億 4 千万円余・16 件となっていますが、すべてが消防用設備等保守点検業務に関する官公需（公益法人の発注物件を含む）受注によるものです。

こうした実績は、静岡県や県内関係市等の行政、更には静岡県中小企業団体中央会のほか、官公需適格組合制度の推進に向け県の制度整備（議員提案による条例制定等）を実現した県議会など、まさに地域一体となった支援（図-3）があつて初めて実現したものです。



< 表-2 平成29年度共同受注（実績） >

平成 30 年度通常総会資料（第 24 回）より抜すい

2 事業の実施状況（平成 29 年度実績）

(1) 共同受注事業

静岡県及び浜松市等から、消防用設備等点検委託業務を下記のとおり受注した。(略)

静岡県庁舎、ふじのくに茶の都ミュージアム、浜松市教育委員会（小・中学校等）、浜松市消防庁舎、浜松市立図書館、磐田市教育委員会（小・中学校）、静岡市教育委員会（小・中学校等）、県教育委員会（浜松江之島高校グループ、磐田農業高校グループ、掛川東高校グループ、榛原高校グループ、清水東高校グループ）などである。

< 地域支援のかたち >

当組合が、重要事業に位置づける取組の一つに「新年挨拶と合わせた官公庁への活動報告（下写真・次頁）」と「官公需受注直後の発注責任者への実施体制説明（次頁）」があります。

厳しい日程調整の中で最優先し、たとえ短時間でも理事長以下組合役員が関係者に直接お会いして行う取組は、当組合が県や市町等と一緒に「共同受注 25 年」で実践してきた“地域支援のかたち”を相互確認する重要な場（機会）となっています。

ア パートナースhip

官公需適格組合の認定を受けた県知事設立認可の協同組合が担う「地域経済や地域防災における責務」を連携・協働して共に具体化しようとする姿勢が、支援の基本です。



上写真：平成 30 年 1 月 7 日
知事新年挨拶（組合役員）

イ チャンスの提供

支援のかたちは、「仕事を与える（＝直接的な官公需の発注）」ではなく、「仕事を獲得するチャンスの提供（＝官公需発注のための検討又は競争の場に参加する機会の提供）」です。

ウ 仕組・制度の整備へ

支援では、単発の一時的な支援（官公庁の各年度予算執行方針や政策等によって変わる支援）でなく、整備された仕組・制度に基づく持続する支援（中小企業者受注機会促進を目的とした県条例の制定、一般競争入札の導入・拡大等）を目指しています。



上写真： 静岡県中小企業団体中央会で
組合運営の助言を受ける西川
理事長など当組合役員

エ 官公庁との距離感 “自立的な相互主義”

一般的に支援と言いますと、「官→民」への一方的な関係をイメージしますが、当組合が実践する“地域支援のかたち”は“自立的な相互主義”です。共通目的の実現を目指し“持続する関係”を構築していくには、官公庁への提案（平成 28 年 6 月施行の防火設備定期検査報告制度では組合内に検討チームを設置し対応策を検討。消防用設備等保守点検と防火設備定期検査報告の一括発注を提案）や、現場の声・実態（時には行政にとって耳の痛い話等）の報告も実施できる自立した組合であることが重要だと考えています。

オ 組合の存在・活動（の意味）

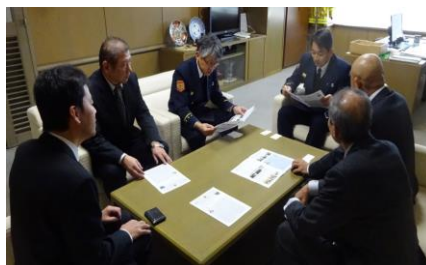
“地域支援のかたち”で重要なことは、既述した「地域一体となった支援」と少し矛盾するようですが、「官公需適格組合の認定を受けた静岡県知事設立認可の協同組合」の存在・活動（の意味）を、官公庁の発注関係者に正しく理解し知ってもらうことです。平成 30 年は、国が「官公需適格組合制度」を創設して満 50 年の記念すべき年ですが、まだまだ周知・広報の余地があるとともに、変化してやまない社会経済情勢にあって今後 50 年先（例えば）を見据えた「官公需適格組合制度」の再構築も必要ではないか、と考えています。当組合では、官公需適格組合制度の意義と有用性を繰り返し情報発信しています。

カ 消防用設備等保守点検業の確立と業法（ぎょうほう）制定へ

現在の消防用設備等保守点検の仕組は、昭和 40 年（1965 年）の消防法改正による「消防設備士制度の創設」、昭和 49 年（1974 年）の消防法改正による「法定定期保守点検制度（消防用設備等）の創設」等を経て整備されてきましたが、現行法には「業（ぎょう）」が位置づけられていないため、地域支援では、まず消防用設備等保守点検（業務）の存在・活動の意味を官公庁の発注関係者に知ってもらうことから始まります。また、他業種で既に実施されている「業種を前提とした地域支援（人材確保対策等）」の必要性も年々高まっています。当組合が、健全な消防用設備等保守点検業の確立と「業法（ぎょうほう）制定」の実現を目指す背景としては、これらが実現することで生活実態（保守点検の受注主体が保守点検業者であるという実態）に即した“地域支援のかたち”が可能となり、新たな支援関係を構築する契機になると考えるからです。それは、ひいては県民、住民の安全・安心の確保へと繋がっていくものです。



（ 静岡市消防局 ）



（ 浜松市消防局 ）



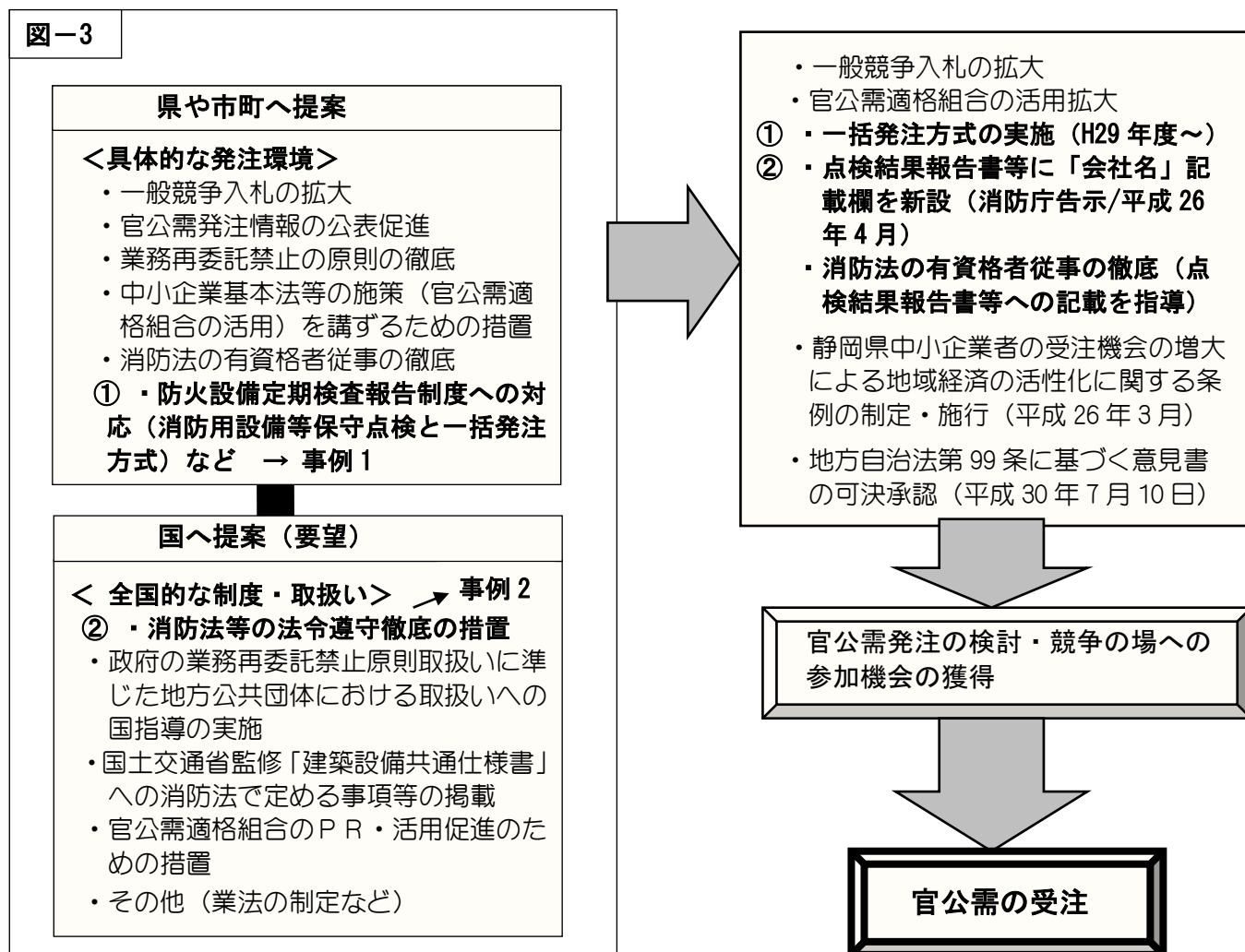
（ 静岡県管財課 ）

< 表-3 団体別に見た支援実績 >

		主 な 支 援 実 績 等	備 考
官公庁	静岡県	・一般競争入札の拡大、発注方法の改善等 ・官公需適格組合の受注拡大 ・産業開発振興で表彰（理事長） ・消防用設備等保守点検及び防火設備定期検査報告の一括発注など	・県本庁舎 ・県立高校
	静岡市	・一般競争入札の拡大など	・小中学校等
	浜松市	・一般競争入札の拡大、発注方法の改善等 ・消防用設備等保守点検及び防火設備定期検査報告の一括発注など	・小中学校 ・消防署等
	磐田市	・消防用設備等保守点検及び防火設備定期検査報告の一括発注	・小中学校
	上記以外市町	・指名競争入札・見積り合わせへの参加など（一部の市町）	—
静岡県中小企業団体中央会		・組合運営の指導・支援、県等との調整 ・県内外の関係団体との連携支援 ・全国中小企業団体中央会表彰など	・随時相談
地域	静岡県議会	・静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例の制定・施行、地方自治法第 99 条に基づく県議会意見書等	・全会一致
	その他	・県消防学校から講師依頼 ・国要望への支援 ほか	—

(4) 提案型共同受注活動の創造

官公庁への提案と合わせて「官公需発注のための検討又は競争の場に参加する機会＝仕事を獲得するチャンスの提供」を求める取組手法を、当組合では“提案型共同受注活動（図-3）”と呼んでいます。因みに、当組合は、県をはじめ県内市町から当組合を優遇し指定した委託事業や補助事業等は一切受けていません（平成 30 年 11 月、当組合としては初めて県経済産業部雇用推進課の公募事業「産業人材確保緊急対策事業」に応募し採択を受け同事業を実施中）。**全ての共同受注実績は、仕事を獲得する機会（チャンス）の提供を受けた後、官公庁の契約法令に基づく受注手続を経て受注したものです。**それでは、「なぜ、厳しい受注環境（業務再委託を前提とした安値受注や無資格者従事が懸念される業者の入札参加等）の中で、当組合が受注できるのか？」--- その答えのヒントは“提案型共同受注活動（図-3）”にあると思われます。



当組合が実施する“提案型共同受注活動”の流れを（図-3）で示しましたが、このうち二つの提案事例を紹介します。当組合が、厳しい受注環境の中、官公需の委託物件を受注できる背景・理由を理解していただく参考になればと思います。

＜ ① 事例１ 新たな法定点検への対応 ＞

一つ目は、建築基準法の改正により新たに創設された法定点検「防火設備定期検査報告制度」（平成 28 年 6 月施行）への対応に関する県や市町への提案です。

当組合では、「消防用設備等保守点検」及び「防火設備定期検査報告」一括発注のメリット及び当組合の対応状況等を県や市町に情報提供し一括発注の実施を提案しました。提案に先立ち平成 28 年度には、組合内に設置した検討チーム（右写真・検討風景）が「消防用設備等点検委託業務『点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）』平成 28 年度版」を作成し一括発注の受注体制を整備するとともに、組合員には「防火設備検査員資格者証（新資格）」の取得を積極的に推奨し有資格者の確保を進めました。平成 31 年 3 月 1 日現在、組合全体で 66 名の防火設備検査員資格者が活躍しています。



その結果、静岡県教育委員会事務局、浜松市教育委員会事務局、磐田市教育委員会事務局及び静岡県（本庁舎）が一括発注方式を採用することになりました。いずれも、公告に基づく一般競争入札又は指名競争入札に、当組合も参加させていただき最終的に受注することができました。

＜ ② 事例２ 平成 26 年 4 月消防庁告示 ＞

二つ目は、平成 26 年 4 月の消防庁告示「消防用設備等点検報告書様式の改正」です。

当組合では、平成 25 年度に消防庁予防課に対して、消防法第 17 条 3 の 3（有資格者の従事義務）に関して疑義照会を行うとともに、報告様式における取扱いの徹底を要望しました。これに対して、消防庁予防課から疑義照会に対する回答があり、さらに平成 26 年 4 月 14 日付け消防庁告示第 14 号により点検結果報告書の報告様式が改正（※-2・次頁）されました。改正については、消防庁予防課長通知（※-1）が出ています。

※-1 平成 26 年 4 月 26 日付け消防庁予防課長通知（消防予第 179 号）

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」について

旧様式（改正前）	新様式（改正後）
点検者欄 「氏名」… 社名等の記載欄なし	点検者欄 「社名」「電話番号」 … 新規に「記載欄」を追加。

ここで、報告様式の改正を実際の様式（次頁）で見えます。

「消防用設備等点検結果報告書」別記様式第 1 には、新たに「点検者社名及び電話番号」記載欄が、また別記様式第 3 には「点検者社名」欄が追加されました。丸（○）で囲んだ部分です。当組合としては、消防法の中に「会社（事業者）」の存在が位置づけられたものと理解しています。

また、点検者が複数の場合は、別記様式第 3 に記入し添付することの徹底が図られました。

この報告様式の改正等は、官公需の入札仕様書や契約関係書類において点検実施者（全員）の記載や点検実施者の所属会社名の記載等が義務化されるなど受注環境の整備に繋がっています。

※-2 「消防用設備等点検結果報告書」別記様式第1

(注) 特殊消防用設備等の様式を例示しています。

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書										
年 月 日										
消防長（消防署長）（市町村長） 殿										
届 出 者										
住 所										
氏 名										
電話番号										
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。 記										
防火対象物	所在地									
	名称									
	用途									
	構造・規模	造		地上	階	地下	階			
	床面積	m ²		延べ面積	m ²					
点検期間	年 月から 年 月まで（ 年 月から 年 月まで）									
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等										
点検票	別添のとおり									
点検者	住 所				社 名					
	氏 名				電話番号					
	点検資格	消防設備士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況				
			甲・乙 種 類	都道府県	交付番号	受講地	受講年月			
		消防設備点検資格者	種 類		交付年月日	再講習受講状況				
			特・第1・第2種		交付番号	受講年 月				
				年 月 日	年 月					
				第 号						
	※受付欄		※経過欄			※備考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 点検者が複数の場合は、別記様式第3に記入し、添付すること。
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。
- 5 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。
- 6 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

(5) 静岡モデル（配分協議）

共同受注 25 年の実践による工夫！ 共同受注活動を継続していく難しさは、収益をどのような基準で、だれ（配分額の決定者）が、どのような手続で配分していくのか、また事務経費の割合をどうするか等、利益配分作業の難しさが一つの理由になっているものと思われます。

当組合では、共同受注 25 年間の実践を通じて「静岡モデル（配分協議）」とも言える工夫の積み上げがあります。この工夫が、他地域でそのまま適用できるか否かは、それぞれの地域事情や長年の経緯、業界事情にもよりますので、全てが参考になるとは思いませんが、共通する部分もあるはずで、それらを念頭に、当組合が長年、実施してきた工夫等を少し紹介させていただきます。

共同受注は全員参加！ 共同受注活動は、組合員がそれぞれの役割を、それぞれの責任で的確に果たすことが基本になっています。そのためには、定款や規約等で定められた基本ルールが組合関係者の共通理解になっていなければなりません。当組合では、組合員、組合員（会社）の社員及び組合事務局が、「官公庁の発注情報の収集」から「受託費の入金」に至るまでの一連の活動（正確に言うと組合独自に毎年実施する、全ての受注物件に関する書面検査・現場確認による「共同受注検査」及び理事会・総会承認まで）を「共同受注活動」と位置づけ、それぞれの役割分担に基づき協力・連携して処理しています。

幹事組合員の責務！ 共同受注活動では、幹事組合員が受注物件ごとに「共同受注活動」に関する協議や調整を担当します。11 頁の（表-4）でお分かりになると思いますが、全ての業務・段階において幹事組合員が重要な役割を担っています。

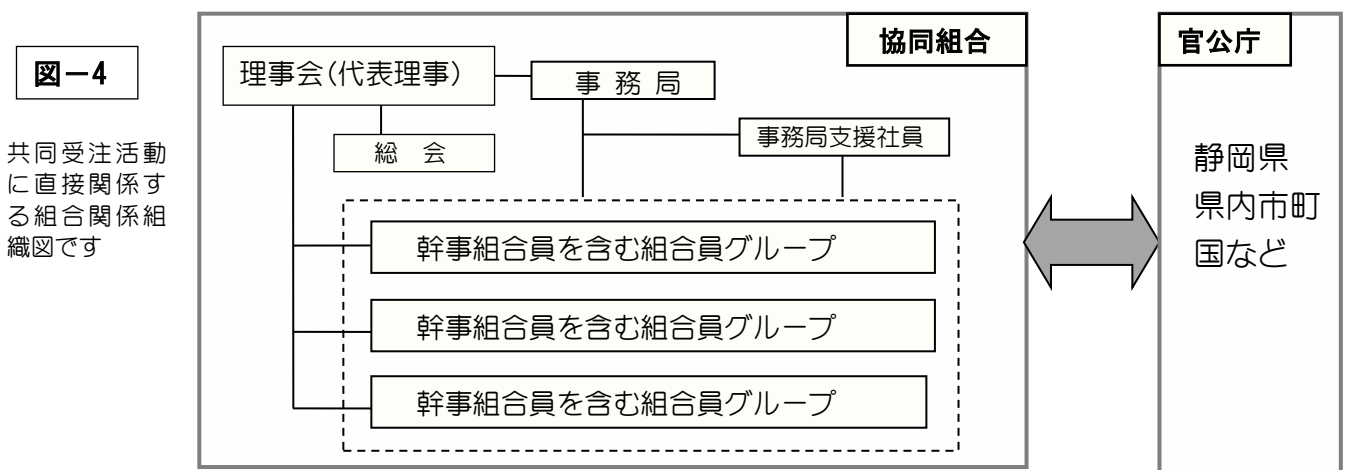
それは、「官公庁の発注情報の収集」から始まり官公庁への連絡調整や書類提出、更には入札、契約へと続き、実際の保守点検作業の体制づくりも幹事組合員が行います。

さらに、保守点検の現場管理、官公庁との調整、実績報告から共同受注検査の受検業務・現場立会いなど、受注物件ごとに幹事組合員を含む組合員グループに一定の権限・責任を付与し任せることで、色々な事態にも迅速かつ機動的に対応できる共同受注体制が出来あがっています（図-4）。

組合の責任体制への信頼！ 静岡県や県内市町等から官公需を受託させていただくためには、委託業務を実施する事業者として責任体制を確立し、しっかり業務を履行することで、確かな信頼関係を築いていく必要があります。当組合では、幹事組合員を含む組合員グループに一定の権限・責任を付与し任せてはいますが、これを理事会が掌握し共同受注活動に関する諸事項について必要な決定を行う（最終的には総会へ報告し承認を受ける）ことで、責任ある共同受注体制及び共同受注活動が確保されています。



静岡県庁・本庁舎等の保守点検関係組合員による打合せ（組合事務所）



また、組合事務局も、こうした幹事組合員を含む組合員グループによる共同受注活動に関して必要なサポートや書類作成等の業務処理を、更には理事会を中心とした組合活動が円滑に実施できるよう、あらゆる業務を「組合設立から現在に至るまで継続」して実施しています。言い古された言葉ですが「継続は力なり」--- 当組合の責任体制への信頼、そして「全国で例のない」と言われる当組合の活動を理解するヒントが、この「継続」という言葉の中にあります。

小さな事でも見逃さない！ 当組合の特徴は、“小さな事（と思われる事）でも見逃さない”です。多くの団体で構成される組織では、日々、色々なことが起こります。組合事務局には、組合役員や組合員及び組合員（会社）の社員など組合関係者だけでなく、組合外からも様々な相談や情報、時には緊急に処理すべき事案など多くの情報が寄せられます。そうした情報の中に、組合員や組合活動に深刻な影響を及ぼす問題が含まれていることがあります。これまでの組合運営や組合員支援においては、決して小さな事でも見逃さず放置しないで、的確に対応することを組合全体が心掛けてきています。前頁の（図-4）をご覧ください。「共同受注活動に直接関係する組合関係組織図」です。当組合で長年、組合全般の小さな事（と思われる事）でも見逃さない”が実践できるのは、図にある「事務局支援社員」の貢献があるからです。所属する会社の本来業務に加え、組合に関する様々な業務を、そのほとんどは面倒な厄介事ですが、関係者・関係団体の潤滑油となって処理してくれています。こうしたあまり表に出ることのない部分を支える組合関係者の存在は、組合存立の基盤であるだけでなく、利益配分作業の難しい局面においても最終的に合意形成ができる大きな力となっています。

結果を出す（配分の実施）！ “卵が先か、ニワトリが先か”の議論と同じことが、共同受注活動でも当てはまるような気がします。というのは、共同受注の規模を拡大しながら組合員への配分を25年間も実施できているのは、組合員に対して「配分の実施」という形で、しっかりと結果を出してきたからとも言えますし、これまで紹介してきた「様々な工夫や積み重ね」が25年間の共同受注の成果をもたらしたとも言えます。いずれにしろ、両者があって初めて、静岡県消防設備保守点検業協同組合の今があります。

（6）活動エネルギーの源泉

“ 仏師、仏像を作って魂（たましい）入れず ” という言葉があります。当組合の活動に置き換えてみますと、「共同受注体制及び共同受注活動の仕組等」が「仏像」であり、組合活動をリードし動かしてきたもの、動かしているもの（活動エネルギーの源泉）こそが「仏師が仏像に込めた魂（たましい）」と言えるものです。

当組合の「活動エネルギーの源泉」については、組合ホームページに組合広報誌「組合だより」を創刊号から掲載・公開してありますので、西川和宏理事長の総会時の挨拶や年頭所感、あるいは理事会など組合関係者が組合活動に果たしてきた足跡をご覧いただければ、ご理解いただけたと思います。

（7）組合活動の現場を支える

最後に、どんなに多くの共同受注を獲得しても、実際の現場で“法令遵守による保守点検”が実施されなければ組合活動は“絵に画いた餅”です。当組合が積み上げてきた25年の実績は、保守点検の現場で組合員、組合員（会社）の社員の皆さんがしっかりと現場を支えてきたことの裏返しにほかなりません。

今後の組合活動も、しっかりとした仕事で現場を支えてくれる多くの組合関係者の活動があればこそです。ふじのくに発“地域一体となった官公需適格組合活動”は、組合関係者みんなの参加で成り立っています。

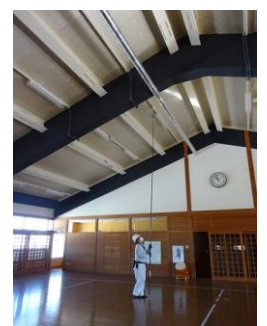


表-4

共同受注活動の流れ

業 務	項 目	業 務 内 容	業務の主な関係者	静岡モデル 留意事項
1 発注情報の収集 2 入札等の参加準備 3 入札等への参加 4 契約の締結 5 保守点検体制づくり (配分協議) 6 保守点検の実施 7 結果報告 消防機関等 発注者（官公庁） 8 受託費の請求 9 組合に受託費の入金 10 組合員等に配分 11 共同受注検査 書類検査（全物件） 現場確認（抽出） 12 理事会・総会		県公報や市公報で入札公告など官公庁の発注情報を収集します。官公庁から組合事務局に指名競争入札の通知が届く場合もあります。	- 幹事組合員の担当社員 - 組合事務局 - その他	組合関係者全員で情報収集します - 小さな事でも見逃さない
		- 官公需共同受注は、組合（代表理事）自身が入札参加、契約締結、業務執行、代金の受領等を行い、理事と組合員が連帯責任を負います。 - 入札等の参加準備は、幹事組合員の担当社員と組合事務局（書類作成だけ）の共同作業になります。	- 代表理事、理事 - 幹事組合員の担当社員 - 組合事務局	責任体制の確保 - 一緒に仕事をする組合員の確認、種別ごとの有資格者の把握
		入札等への参加は、幹事組合員の担当社員が行います。	幹事組合員の担当社員	責任体制
		締結する契約書のほか大量の関係書類を幹事組合員の担当社員と組合事務局が共同して作成します。	- 幹事組合員の担当社員 - 組合事務局	- 責任体制 事務局支援社員 - 基本ルール徹底
		- 保守点検の打合せ（配分協議含む）を幹事組合員と組合員（の社員等）が行い実施体制をつくります。 - 保守点検は関係組合員（の社員等）が実施します。	- 幹事組合員と組合員（の社員等） - 関係組合員（の社員等）	幹事組合員と組合員（の社員等）が各受注物件ごとに協議 法令遵守の徹底
		幹事組合員の担当社員が消防機関等への点検結果報告書及び発注官公庁への完了報告書の提出業務を担当。	幹事組合員の担当社員	責任体制への信頼
		- 組合事務局が受託費請求。幹事組合員の担当社員と共同し書類作成。 - 官公庁からの支払いは、組合が受領しますが、組合員への配分は配分基本ルール及び配分協議結果に基づき行われます。また、税金や組合運営費等が受領した受託費等から充当されます。	- 組合事務局 - 幹事組合員の担当社員	「静岡モデル」実践の実績 組合が消防用設備等の保守点検業務を受注し実施する静岡県庁舎（平成30年度） 
		毎年、発注者の完了検査に加え、組合独自に書類検査（10月頃）・現場確認検査（2月頃）を実施しています。	共同受注検査員（組合）、受検組合員の社員、組合事務局	法令遵守の徹底
		共同受注活動は、理事会及び総会の承認に基づき実施されています。	組合員、組合役員 組合事務局	ふじのくに静岡の安全・安心へ

3 共同受注 25 年の成果

本来、協同組合とは、組合員の共通目的を実現するために設立される相互扶助の組織です。しかしながら、ここまで見てきて、共同受注 25 年の活動が相互扶助だけでなく、その外にも確かな成果を生み出していることに気がつきました。共同受注 25 年の成果（とも言えるもの）について、項目を列挙し可能な限り客観的に検証してみます。

ア 中小企業者の受注確保

1 頁「はじめに」で概観した「共同受注額と組合員数の推移」を、5 年単位の変化で見ました（表-5）。備考欄に記載した当組合の組織強化、県や関係市における入札方法の改善、国の制度改正等に伴う事業拡大が、組合員の受注増を通じて地域中小企業者の受注確保に大きく貢献する形となっています。因みに、この 25 年間で組合員数の伸びは 4 倍弱であるのに対して、共同受注額は 40 倍強となっています。

表-5 組合設立以降の 5 年ごと共同受注額（税抜）等

項目 年度	共同受注額 (百万円)	対前期 増減額	組合員数 (組合員)		備 考
			対前期 増減	対前期 増減	
(H30. 10. 1)	(222)	(6)	(56)	(1)	
平成 29 年度	216	77	55	11	平成 28 年 6 月施行「防火設備定期検査報告制度」
平成 25 年度	139	50	44	21	平成 23 年度に県・県教委が入札方法の改善
平成 20 年度	89	17	23	8	平成 22 年度に個人事業者の加入促進
平成 15 年度	72	69	15	0	平成 13 年 11 月に国から官公需適格組合認定
平成 10 年度	3	(▲2)	15	(▲2)	
(H 7. 4. 1)	(5)	(-)	(17)	(2)	
平成 6 年度	...	...	15	-	平成 6 年 7 月に協同組合設立

(注) 平成 7 年度～平成 10 年度共同受注額は「税込・決算額」、その他の年度は税抜額。

イ 産業人材の確保等

消防用設備等保守点検の現場では、就業者の高齢化、若年入職者の減少等が非常に厳しい状況にあることが共通の認識となっています。

こうした中、当組合（組合事務局）では毎年、加入組合員を対象に「常用従業員・有資格者調べ」という実態調査を実施し、組合員の常用従業員や組合員が雇用する有資格者等の把握を行っています。年度替わりの忙しい時期にも拘らず、組合事務局と組合員が時間と労力を分担して行う確認（有資格者の確認を含む）結果が、人材確保対策の基礎データとなるほか、法令遵守による適正な保守点検を実施する際の基盤となります。

(表-6) は、「常用従業員・有資格者調べ」3 か年の調査結果です。この調査結果から、当組合が地域の産業人材（雇用）受入れ先として一定の貢献をしていることが分かります。

表-6 「常用従業員・有資格者調べ」3 か年調査結果 (人)

項目 年度	組合員	常用 従業員	新規(組合受 入れ人数)	技術従業員 (消防設備士等)	
				消防設備士等	防火設備検査資格者
H30. 7. 1 現在	56	593	+39	389	66
H29. 4. 30 現在	55	586	+27	389	53
H28. 4. 30 現在	52	592	+36	396	-

(参考) 静岡県消防設備保守点検業協同組合の有資格者 (H30. 7. 1 内訳)

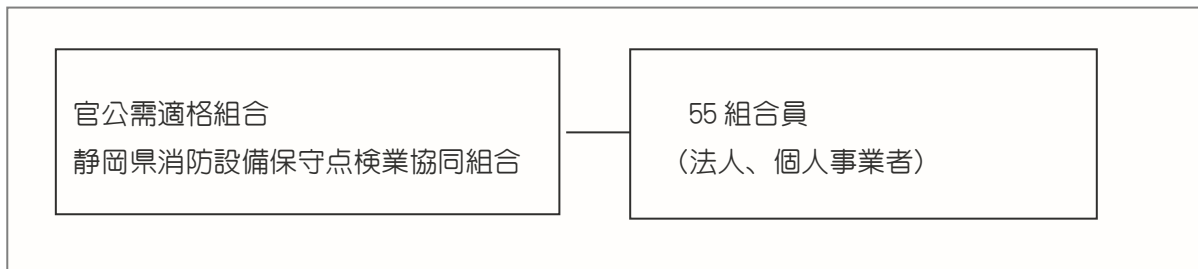
- ・ 消防設備士 348 人 (実人数、以下同じ)、点検資格者 235 人、電気工事士 139 人、防火設備検査資格者 66 人、その他 35 人



ウ 中小企業者の組織化の推進

中小企業者においては、これまでの事業活動（下請け等含む）に、官公需における協同組合構成員としての活動が加わりました。組合では、平成 23 年 3 月以降、個人事業者の加入促進に取り組んだ結果、平成 31 年 3 月 1 日現在、55 の中小企業者が組合に加入しています。

図-5 組合員（平成 31 年 3 月 1 日現在）



エ 地域の安全・安心づくり

静岡県は、東海地震や南海トラフ巨大地震（静岡県第 4 次被害想定；死者 10 万 5 千人、全家屋の約 2 割にあたる約 30 万棟が全壊・焼失、うち焼失 6 万 6 千棟、最大ピーク時の避難者 131 万人程度）の地震・津波対策、あるいは風水害や火災対策等に県全体で長年、取り組んできた「防災先進県」です。官公庁だけでなく地域住民や県内企業等も、高い安全・安心に対する意識のもと、地震対策や津波対策、火災予防を含むあらゆる危機管理事業対策に日々向き合っています。次頁の（表-7）「三大地震比較データ」からも、ふじのくに静岡が向き合う災害の厳しさをご理解いただけたと思います。

こうした地域にあって、地域に根差した協同組合のもとで、ふじのくに静岡で生まれ、生活し活動する「組合員や組合員の社員」が、自分たちの地域の安全・安心づくりに携わっています。東日本大震災の教訓の中には、地震・津波とともに数多くの火災発生（330 件）があり、多くの方が長期の避難所生活を余儀なくされた事実（ピーク時の避難生活者約 34 万 7 千人）があります。

県内において、実際に消防用設備等保守点検業務に従事できる多数の人材を擁する組織として静岡県消防設備保守点検業協同組合が、大規模災害の対応でも必ずや貢献できるものと確信しています。ここに、2 頁で既述した「直ちに駆けつけることのできるサポート体制」を担う「地域に根差した協同組合」の存在意義があるのでは、と考えています。



岩手県山田町役場屋上から見た延焼状況
（3月12日2時30分・山田町 岩手県山田町役場
（消防庁HP）



静岡県被災者支援対策本部「東日本大
震災に対する静岡県の支援活動（200 日
の記録）」

※ 多くの避難者が避難する避難所、災害対応の拠点となる災害対策本部など公共・公的施設には様々な消防用設備等が設置されています。これらの消防用設備等への大規模地震等による被災が懸念されます。火災の発生は、地震直後だけではありません（左写真）。

表-7

三大地震比較データ（平成 30 年 10 月 1 日現在）

	阪神淡路大震災	東日本大震災	東海・南海トラフ巨大地震
対象人口（県名等）	兵庫県 547 万人	岩手・宮城県等 3,144 万人	静岡県 376.5 万人
地震マグニチュード	7.3	9.0	9 程度
震度 7 のエリア	約 30 km ²	64 km ²	347 km ²
死者・行方不明者	6,437 人	22,118 人	約 105,000 人
建物全壊・焼失	104,906 棟	121,768 棟（大多数が津波）	約 304,000 棟
うち火災全壊	7,036 棟	330 棟（件）	約 66,000 棟
避難者（避難所へ避難）	316,678 人	346,987 人（H23.6 月）	131 万人程度
発生日 資料出所	平成 9 年 1 月 17 日 内閣府 H P（H30.9 月）	平成 23 年 3 月 11 日 政府発表資料（H29.3 月等）	（平成 25 年 11 月被害想定） 静岡県第 4 次被害想定

オ 現場から声を発する意義

県民・住民等の大切な生命・身体や財産を守る現場を支えていながら、今、現場で発生している懸念や課題が、現行制度の中に取り込まれ対応の検討・改善に繋がりにくい現状にあって、共同受注 25 年の実績を背景に現場から声を発していくことは非常に意味あることだと考えています。

直近の事例として、平成 31 年 1 月 21 日に消防庁が報道発表した消防用設備等の「点検結果報告書と点検票様式の一部改正（案）」意見公募では、消防庁の報道発表後に当組合へ寄せられた組合員や県内関係者のほか県民からの意見（懸念や危惧を含む）等を集約し意見書としてとりまとめました。平成 31 年 2 月 19 日、西川理事長など役員が直接、消防庁へ持参し提出しています。

4 新たな未来の創造へ！

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、健全な消防用設備等保守点検業の確立を通じた協同組合の新たな未来の創造を目指して、県内外の協働及び連携等の推進を図っていくことができると考えています。組合事務局（静岡市内/JR 静岡駅に近接・電話 054-287-5091・平日 9:00～17:00）は、JR 静岡駅南口から徒歩 3 分の場所にありますので、静岡方面に来られた際には是非、お立ち寄りください。

ふじのくに発“地域一体となった官公需適格組合活動”は、全国のどの地域でも“取組可能な全国標準モデル”です。力を合わせ健全な消防用設備等保守点検業の確立を通じて、地域の安全・安心づくりを、そして協同組合の新たな未来を創造していきませんか！



富士のくに夢テラス“新たな未来の創造へ”
日本平山頂（静岡市）に 2018 年 11 月 3 日オープン

団体概要「静岡県消防設備保守点検業協同組合」

中小企業庁ホームページ「官公需適格組合便覧・2017.10 月版」

【 共同受注実績 】

年度	項目 受注件数 (単位:件)	受注額 (単位:百万円)	主な受注品	主な発注機関(取引先)
平成 26 年度	17 件	150 百万円	消防用設備等保守点検	静岡県、静岡市、浜松市ほか
平成 27 年度	18 件	163 百万円	同上	同上
平成 28 年度	16 件	163 百万円	同上	同上

【 PRコーナー 】

当組合は、消防用設備等法定点検の専門業者として、平成 13 年 11 月に官公需適格組合の認定を受けました。平成 29 年 8 月現在、組合員 57 社、常用従業員 588 人、うち消防設備士 344 人、消防設備点検資格者 237 人、電気工事士等 165 人、防火設備検査員資格者 54 人（平成 29 年 8 月現在）など多くの専門技術者（有資格者）を擁しています。

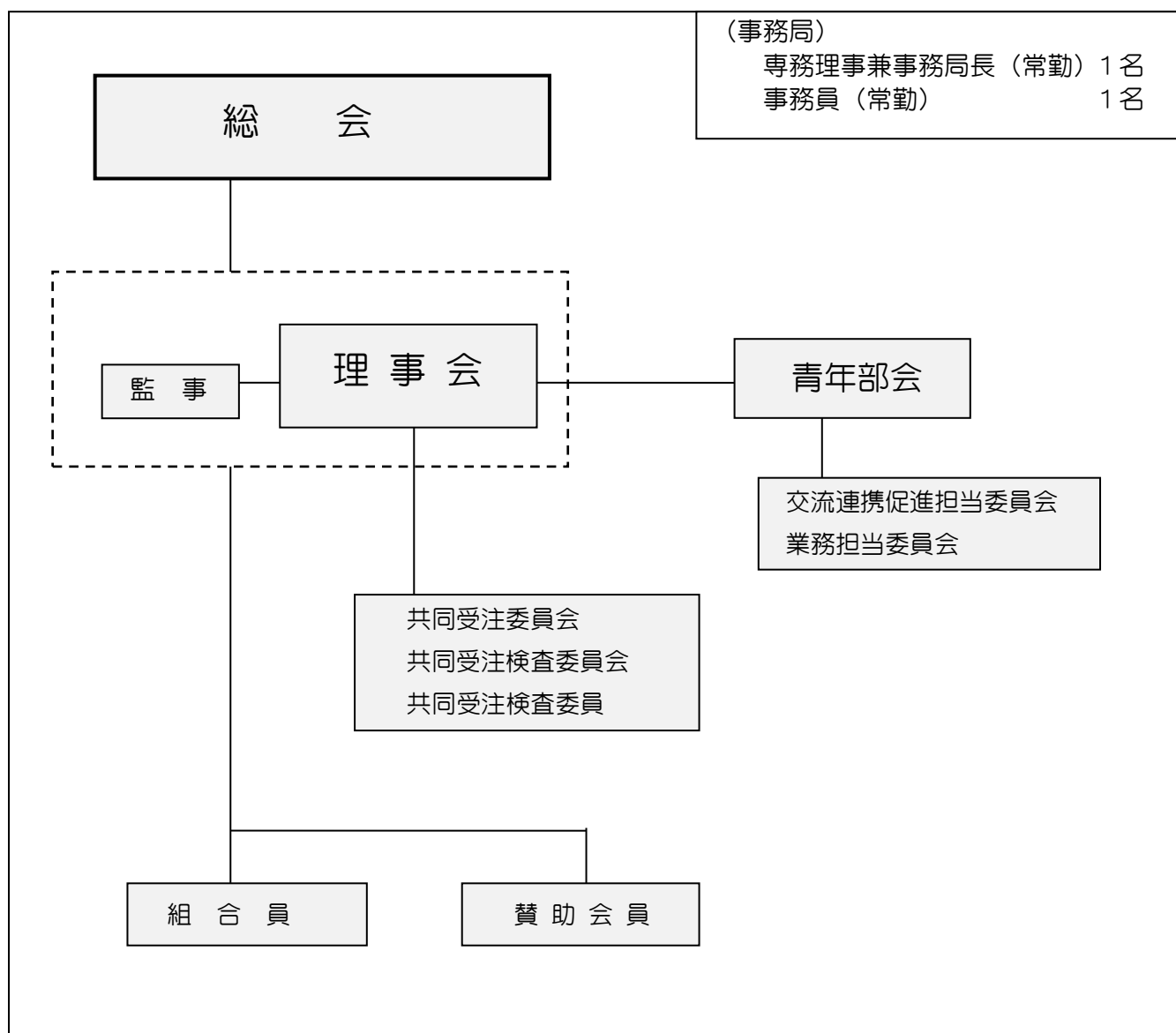
平成 6 年 7 月の組合設立から 23 年余、中小企業等協同組合法に基づく共同受注・共同配分等を実際に行うとともに、「原則業務再委託禁止」を遵守し、組合員自らが雇用した資格者により業務を行う体制で適正点検を実施しています。

また、平成 28 年 6 月施行の「防火設備定期検査報告」については、「消防用設備等保守点検（消防法）」との一括発注を提案し県立高校や公立小・中学校等の施設で共同受注を実現するなど、官公需適格組合として地域の安全・安心に貢献しています。

【 団体データ 】

所在地	〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 5 番 3 号
連絡先	TEL:054-287-5091 FAX:054-287-5092
代表者役職名/氏名	代表理事 西川 和宏
事務局責任者・役職氏名	専務理事 仁科 満寿雄
常勤役職者数	常勤職員数 2 名（うち技術者数 0 名）
連絡担当者（部署・氏名）	仁科 満寿雄（専務理事兼事務局長）
URL（HP がある場合）	http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/
組合の地区（活動エリア）	静岡県
設立年月日	平成 6 年 7 月 18 日
出資金	540 万円
組合員数	57 名
組合員資格	(1) 建設業許可を有する消防施設工事業又は消防設備保守点検事業を行う事業者であること (2) 本組合の地区内に事業場を有すること
組合が受けている資格・許認可等	庁舎等管理業務競争入札参加資格（消防設備等保守管理） 静岡県・静岡市・浜松市 ほか
第 1 回官公需適格組合証明取得	平成 13 年 11 月

平成 30 年 5 月 16 日



○ 静岡県消防設備保守点検業協同組合定款（抜すい）

（目 的）

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（事 業）

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う消防設備関連機器の共同購入
- (2) 組合員のためにする消防設備の工事、保守点検等の共同受注及びあっせん
- (3) 組合員の事業に関する共同宣伝
- (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (5) 組合員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯する事業

“官公需適格組合とは！”

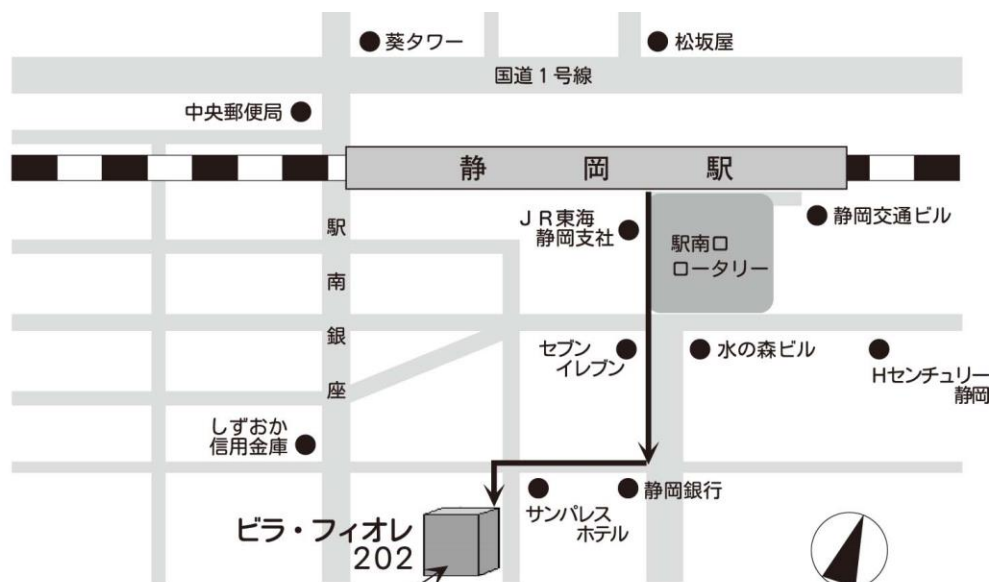
国が“官公需適格組合”を創設したのは昭和42年（1967年）。今から50年前のことでした。東京オリンピック（1964年）の後、わが国は「いざなぎ景気」と呼ばれる好景気に沸きます。しかし、その一方で産業構造の変化や国際化などが進み、“中小企業対策”が喫緊の課題となっていました。“官公需適格組合”は企業数で99.7%・雇用者数で66.7%（中小企業庁・平成25年2月）を占める中小企業者を応援するため、社会全体の総意で誕生したものです。

大切なこと！ --- それは“中小企業者が力を合わせ官公需を受注する仕組”とともに“国や自治体が負う受注拡大の努力義務（やらなくて良いではなく）”を未来に向け引き継いでいくことです。静岡で生活する誰もが毎日笑顔で暮らすことのできるよう、“官公需適格組合”をどう育て活用していくかは、私たち全員に課せられた課題と言えます。

県知事設立認可
官公需適格組合（中小企業庁認定）

静岡県消防設備保守点検業協同組合

＜JR 静岡駅南口から徒歩 3 分＞



【組合事務局】 電話 054-287-5091 ファクス 054-287-5092
ホームページ <http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>
メール syoubougyo-k@mti.biglobe.ne.jp
〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町5-3

〔平日；9：00～17：00（職員常駐）〕
〔土日祝祭日は休み〕